（米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正）

第十二条　米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改める。

第八条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、同条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、」を「第三条第一項第一号中」に、「以下「農業者等」を「次号において「農業者等」に、「「同法」を「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」に改め、「第八条第一項の認定製造事業者等」の下に「（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。）」を加え、「同法第二条第四項」を「米穀の新用途への利用の促進に関する法律第二条第四項」に、「以下同じ」を「次号において同じ」に、「同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、」を「同項第二号中」に、「第四条中「一農業者等」とあるのは「一認定製造事業者等」と、同法第八条」を「第七条」に改め、同条第二項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「の償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「についての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは「十二年」」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十三条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十八号中「並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること」を削る。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から第四条まで及び第八条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　直人
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

政　令

農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百二十号

農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第六十六条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（融資保険対象者）

第四条　法第六十六条第一項第四号の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　菅　直人
農林水産大臣　赤松　広隆
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

告　示

○法務省告示第百七十六号

北海道恵庭市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年四月九日

法務大臣　千葉　景子

北海道千歳郡恵庭村大字漁村五百三十六番地
小松　亀吉

○法務省告示第百七十七号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成二十二年四月九日

法務大臣　千葉　景子

名　称	主たる事務所
青森県土地家屋調査士会	青森市勝田一丁目一番十五号

○法務省告示第百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年四月九日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　塩釜魚市場水産加工業協同組合　宮城県塩竈市新浜町三丁目二番十五号

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名　称	所　在　地	研修内容
株式会社大膳	宮城県塩竈市新浜町一丁目十四番二十四号	水産加工
三波食品株式会社	宮城県塩竈市新浜町一丁目四十三番一号	水産加工
株式会社けんこう村	宮城県塩竈市新浜町一丁目四十三番十一号	水産加工
有限会社ヤマコ武田商店	宮城県塩竈市新浜町二丁目二十四番十一号	水産加工
三晃食品株式会社	宮城県塩竈市新浜町三丁目二番十五号	水産加工
遠藤水産株式会社	宮城県塩竈市新浜町三丁目七番十一号	水産加工
株式会社マルナミフーズ	宮城県塩竈市新浜町三丁目八番九号	水産加工

三　対象となる者　平成二十二年四月九日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第百七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年四月二十三日法務省告示第百七十六号の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月九日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十九年四月二十三日」を「平成二十二年四月二十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月二十三日から施行する。